

各関係機関の長様
各病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察注意報第1号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

小麦赤かび病多発のおそれ

令和5年度 病害虫発生予察注意報第1号

令和5年(2023年)4月27日
滋賀県

対象作物：小麦
病害虫名：赤かび病

1. 発生地域：県内全域
2. 発生時期：5月上旬以降
3. 発生量：やや多

4. 注意報発表の根拠

- (1) 前年(令和4年)の小麦赤かび病の発生ほ場率は74.7%(平年25.7%)と、過去10年間で2番目に高かった。このため、一次伝染源となる病原菌の量は多いと推測される。
- (2) 農業技術振興センター(11月5日播種)における小麦の開花期から10日間の子のう胞子の飛散好適日の出現回数は、4回(平年4回)と平年並である(表)。
- (3) 向こう1か月の気象予報(大阪管区气象台4月27日発表)では、気温は高く、降水量は平年並または多い見込みで、赤かび病菌の感染に適した気象条件となると予想される。
- (4) 「びわほなみ」は赤かび病に弱く、本病が多発する可能性がある。

5. 防除対策およびその他注意事項

- (1) 「びわほなみ」は、赤かび病に弱いことから、開花始め～開花期とその7～10日後頃に農薬を合計2回散布する防除体系を基本とするが、本年の気象条件では本病が多発する可能性があるため、散布2回目の7～10日後頃に3回目の防除を実施する。
- (2) その他の小麦品種は、開花始め～開花期に農薬を1回散布する。また、薬剤散布後に気温が高く、曇雨天が続く場合や適期防除できなかった場合は、散布1回目の7～10日後頃に2回目の防除を実施する。
- (3) 薬剤は県農作物病害虫雑草防除基準を参照のこと。薬剤の散布にあたっては、ラベルを確認し、農薬使用基準(使用時期・使用回数等)を遵守する。
- (4) 小麦については、デオキシニバレノールを1.0mg/kgを超えて含有するものであってはならない旨の成分規格が新たに設定され、令和4年4月から適用されている。基準値を超えると、流通できず、生産者が廃棄処分する必要がある。

表 小麦の開花期前後の気象条件（彦根アメダス）および子のう胞子の飛散好適日

月日	子のう胞子 飛散好適日 * 1	気温 (°C) * 2						降水量 (mm)	平均湿度 (%)
		平均		最高		最低			
		本年	平年	本年	平年	本年	平年		
4/11	-	16.3	11.6	24.6	16.5	9.0	7.3	0	66
開花期* 3 4/12	○	13.4	11.8	17.3	16.7	10.6	7.5	2.5	73
4/13	-	12.5	12.0	19.5	17.0	5.0	7.7	0	57
4/14	-	14.6	12.2	19.8	17.2	8.4	7.9	0	60
4/15	-	13.3	12.4	14.6	17.4	12.3	8.1	18.5	94
4/16	○	14.0	12.6	18.0	17.6	11.0	8.3	9.5	79
4/17	-	11.8	12.8	15.7	17.8	8.4	8.5	1.0	69
4/18	-	12.1	13.0	17.5	18.0	6.9	8.7	14.0	79
4/19	○	15.5	13.2	21.4	18.2	12.4	8.9	1.5	90
4/20	○	18.6	13.3	25.3	18.4	14.3	9.0	0	81
4/21	-	16.0	13.5	22.4	18.6	12.2	9.2	0	79
4/22	-	12.5	13.7	15.9	18.7	10.0	9.4	0	48
4/23	-	12.7	13.9	17.6	18.9	9.3	9.6	0	52
4/24	-	12.0	14.0	15.8	19.1	8.5	9.7	0	46
4/25	-	11.5	14.2	15.2	19.3	5.9	9.9	5.0	75
4/26	○	13.1	14.4	15.9	19.6	10.8	10.1	34.5	87

* 1 : 最高気温が 15°C以上、最低気温 10°C以上で、平均湿度 80%以上もしくは降雨直後の日

* 2 : 平年値は、1991～2020 年の 30 年間の平均値である。

* 3 : 農業技術振興センターのびわほなみ（11 月 5 日播種）における生育時期

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所
 TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
 Email:gc70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。
また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。